

### 地域振興券の交付対象者

平成11年1月1日(基準日)において次の要件のいずれかに該当する方

- (1) 15歳以下の児童が属する世帯の世帯主
  - ① 住民基本台帳法の規定の適用を受ける市民であって、基準日における年齢が15歳以下の者の属する世帯の世帯主
  - ② 外国人登録法第4条第1項に規定する永住者又は特別永住者であって、基準日における年齢が15歳以下の者が属する世帯の世帯主
- ※15歳以下の児童とは、昭和58年1月2日以降に生まれた方です。
- (2) 老齢福祉年金の受給者等(基準日における年齢が15歳以下の児童を除く)
  - ① 基準日における同月分の次に掲げる年金・手当の受給者等
    - ・老齢福祉年金
    - ・障害基礎年金
    - ・障害年金
    - ・遺族基礎年金
    - ・母子年金、準母子年金又は遺児年金
    - ・児童扶養手当
    - ・障害児福祉手当又は特別障害者手当等
  - ※上記の年金の一部については、市町村民税が非課税である必要があります。
  - ② 次のいずれかに該当する方(上記(2)①の該当者を除く)
    - ・生活保護の被保護者
    - ・社会福祉施設への措置入所者等
- (3) 平成10年度分の市町村民税の所得割非課税の方で、年齢が65歳以上、かつ、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要としている方(上記(2)の該当者及び基準日において、継続して3か月を超えて病院・老人保健施設に入院・入所している方などを除く)
- (4) 平成10年度分の市町村民税非課税である年齢が65歳以上の方(上記(2)及び(3)の該当者を除く)
- ※上記(3)及び(4)の65歳以上とは、昭和9年1月1日以前に生まれた方です。

### 地域振興券取り扱い店(特定事業者)の募集・登録

向日市が発行する地域振興券の取り扱いを希望される事業者は、特定事業者の登録が必要です。

- 登録できる業種
 

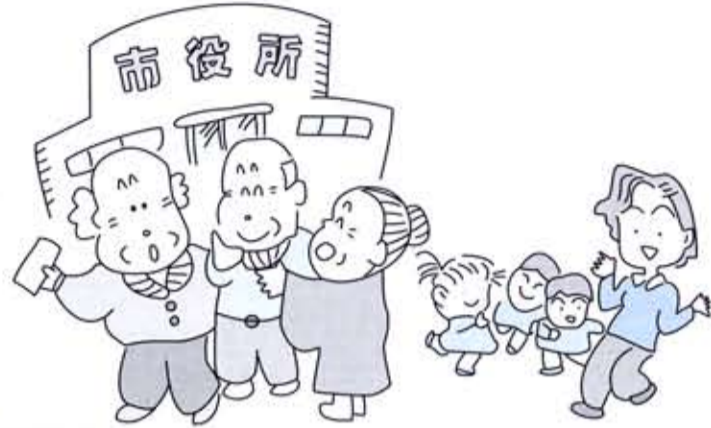
市内で事業活動している事業者(ただし、風俗営業許可を得て行う事業者を除く)

  - (1)小売業 各種商品(スーパー)・衣料・寝具・靴履物・身の回り品・飲食料品・コンビニ・自動車・自転車・家具・荒物什器・家電・医薬品・化粧品・農耕用品・燃料・書籍・文房具・スポーツ用品・がん具・楽器・写真材料・時計・眼鏡・花植木・たばこ・建材・貴金属・その他の小売
  - (2)飲食業 一般飲食店・その他の飲食店(料亭・スナックバー・酒場等)
  - (3)運輸通信業 鉄道・道路旅客・道路貨物・倉庫・運輸サービス(旅行業・宅配取次等)ただし、郵便業、電気通信業を除く
  - (4)建設業 総合工事・職別工事(大工・左官・内装等)・設備工事(電気・給排水等)
  - (5)サービス業 洗濯・理容・美容・浴場・駐車場・写真撮影・衣服修理・冠婚葬祭・自動車整備・機械・家具修理・表具・物品賃貸・専門サービス(法律・司法・会計・税理・獣医・設計・学習塾等)・協同組合・事業サービス(建物サービス・警備等)・廃棄物処理・医療(病院・一般診療所・歯科診療所・療術所等)ただし、娯楽業、宗教、政治・経済・文化団体等の事業者を除く
- 募集・登録受付期間 2月8日(月)~18日(木)
- ※土曜・日曜日、祝日を除く午前9時~午後5時
- 募集・登録受付場所 市役所玄関ロビー
- 申請時に必要なもの 認印、金融機関口座番号等
- 登録有効期間 3月1日(月)~11月30日(火)

# 地域振興券交付事業を実施

## 15歳以下の児童の世帯主や高齢者等に 2万円の地域振興券を交付します

市では、若い親の層の子育てを支援し、老齢福祉年金の受給者等の経済的負担を軽減するため、左記の対象者に地域振興券を交付し、個人消費の喚起と地域経済の活性化を図ります。



### 地域振興券の交付額

- (1) 15歳以下の児童が属する世帯の世帯主については、児童一人につき2万円
- (2) その他の対象者については、一人2万円



### 地域振興券の使用方法

地域振興券の額面は1,000円で、交付された本人及びその代理人が地域振興券取り扱い店のポスターを表示した市内の店舗等(特定事業者)において、物品の購入等の支払として使用できます。

使用できる期間は、3月1日(月)から8月31日(火)までです。

ただし、次のような場合は、使用することはできません。

- (1) 国及び地方公共団体等への支払(例 税金、各種会館使用料、電気、ガス、上下水道料、公営ギャンブル、宝くじ等)
  - (2) 次の条件に該当する取引の対価への支払
    - ・出資、有価証券の購入、債務の支払等消費にあたらぬもの
    - ・商品券、プリペイドカード、官製はがき、切手等の購入
- なお、使用の際、釣銭は支払われません。また、金券ショップ等での換金はできません。

### 65歳以上の市民税非課税の方などの 地域振興券の申請方法

65歳以上の方で市町村民税が非課税の方など、左記の交付対象者の(2)(3)(4)に該当すると思われる方には、地域振興券交付申請書を送付しますので、該当する方は、下記の期間に申請書を提出してください。

- ◆申請期間 平成11年2月8日(月)~19日(金)午前9時~午後4時(土・日曜日・祝日は除く)
- ◆受付場所 保険年金課、社会福祉課、児童家庭課、高齢者福祉課  
※申請書の右上に、受付を担当する課名を記載していますので、それぞれの課へ提出してください。
- ◆地域振興券の発送 上記の期間に申請された方については、3月1日(券の使用開始日)に間に合うよう配付します。  
それ以降の受付分については、3月1日以降の交付になります。  
※転出される方は、市民課で地域振興券未受領証明書の交付を受けて、転出先の市町村で地域振興券の交付申請をしてください。

15歳以下の児童がいる世帯の世帯主の方へ  
地域振興券の申請・交付の方法は、2月15日号の広報でお知らせします。

■お問い合わせ 地域振興券推進本部 内線510■